

防府市男女共同参画推進本部設置要綱

平成10年7月21日制定

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、本市における男女共同参画関連施策の総合的、計画的推進を図るため、防府市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会形成に関する施策の総合的、計画的推進に関すること
- (2) 男女共同参画社会形成に関する施策の連絡調整に関すること
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、参与及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 参与は、教育長をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長の命を受け、推進本部の事務を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。

- 5 副幹事長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長は、幹事会を総括する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、その議長となる。
(ワーキング・グループ)

第7条 幹事長は、必要に応じて幹事会にワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループの構成員は、幹事が推薦する所属職員をもって充てる。
- 3 ワーキング・グループは、第2条第1号及び第3号に掲げる事項について調査研究する。
(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月21日から施行する。
- 2 防府市男女共同参画推進協議会設置要綱（平成6年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

総務部長 総合政策部長 地域交流部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 議会事務局長 教育委員会教育部長 消防長 上下水道局次長

別表 2

総務部	行政管理課長 防災危機管理課長 人事課長
総合政策部	政策推進課長 広報広聴課長
地域交流部	地域振興課長 文化・スポーツ課長 おもてなし観光課長
生活環境部	市民課長 保険年金課長 生活安全課長 クリーンセンター所次長
健康福祉部	健康福祉部次長 障害福祉課長 高齢福祉課長 子育て支援課長 社会福祉課長 健康増進課長
産業振興部	農林水産振興課長 農林漁港整備課長 商工振興課長
土木都市建設部	都市計画課長 建築課長
議会事務局	議会事務局次長
農業委員会事務局	農業委員会事務局次長
消防本部	消防総務課長
教育委員会教育部	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長